

「社会保険労務士」による 無料相談会開催!

10月は
「社会保険労務士制度」
推進月間です!

事業主に代わって労働・社会保険等の手続きができるのは社会保険労務士だけです。

昭和43年、社会保険労務士法が制定され、社会保険労務士制度が誕生してから今年で45周年を迎えました。
社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づいて厚生労働大臣に認められた国家資格で、
労働社会保険関係・および人事・労務管理の専門家です。

日時
平成25年
10/27日
AM 11:00 ▶ PM 5:00

無料相談
実施場所

イオン松山店
1階南(環状線側)入口

フジグラン松山
1階グラウンド西側入口(スカイエレベーター前)

イオンモール新居浜
1階センターコート

フジグラン今治
1階シーズルエレベーター前

オズメッセ21
1階Aコープ入口

相談内容

- 公的年金
- 健康保険(傷病手当金、出産手当金、高額療養費等)
- 労働保険(雇用保険、労災保険、各種給付)
- 労働条件(賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇)
- 解雇、退職、セクハラ、パワハラ等
- 労使関係(個別労働紛争)
- 各種助成金

無料で相談に
応じます。
お気軽に
ご相談ください。



愛媛県社会保険労務士会 ☎(089)907-4864

シ ャ ロ ウ ジ

〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3
FAX (089)923-1133
http://www.ehime-sr.or.jp/

街角の年金相談センター 松山(オフィス)

無料

年金の様々な疑問にお答えします!
年金請求書も受け付けします!

◎松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル5階
◎相談受付時間/平日8:30~17:15(土・日・祝除く)

予約専用電話

☎089-931-6120

※電話でのご相談は
受け付けていません。

総合労働相談所 電話相談 来所相談

専用電話 ☎089-907-4868

◎毎週 月曜日~金曜日 ※祝日、12/29~1/3は除く

◎時間/PM4:00~PM7:00

※但し、午後5時以降は電話相談のみです

無料常設

愛媛県社会保険労務士会館 1階相談室

社労士会労働紛争解決センター愛媛

センターは法務大臣の認証と厚生労働大臣の指定を受けて、
愛媛県社会保険労務士会が運営する、
紛争解決をサポートする機関です。

■簡易で公正・中立、迅速な解決を図ります。

あっせんの申立てを受理した後、
原則として1回のあっせんで
解決を図ることを目指しています。

■平成26年3月31日までは無料です。



愛媛県社会保険労務士会館内 ☎089-907-4864